

麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則の改正概要

1 趣旨

当該規則は、麻薬及び向精神薬取締法第五十九条の四の規定による費用の徴収に関し、必要な事項を定めたものである。今般、令和2年12月28日付け厚生労働省発障1228第1号厚生労働事務次官通知により、平成7年6月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知の一部改正が行われたことにより、当該規則を改正する。

【麻薬及び向精神薬取締法（抄）】

（入院措置）

第五十八条の八 都道府県知事は、第五十八条の六第一項の規定による精神保健指定医の診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であり、かつ、その者の症状、性及び環境に照らしてその者を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬、大麻又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しいと認めるときは、その者を厚生労働省令で定める病院（以下「麻薬中毒者医療施設」という。）に入院させて必要な医療を行うことができる。

（都道府県の負担）

第五十八条の十七 第五十八条の八第一項の規定により都道府県知事が入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

2 前項の規定による都道府県の負担については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二の規定を準用する。

（都道府県の支弁）

第五十九条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～二 （省略）

三 第五十八条の十七第一項の規定により負担する費用

四～五 （省略）

（費用の徴収）

第五十九条の四 都道府県知事は、措置入院者、その配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者から、その負担能力に応じ、第五十九条第三号の費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 改正内容

従前は地方税法に「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」があったため、こういった不公平が生じる場面で、措置入院する患者に対しての費用徴収におけるこれらの不公平を解消する機能を果たしていた当該規則第3条第2項第3号について、令和3年1月1日の地方税法改正によって当該不公平が解消されたことに伴い、当該規則を削除した。

3 施行期日

令和3年3月31日